

沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令）

総務課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号及び沖縄県教育庁事務決裁規程第5条第1号の規定に基づき、統括監専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

- 1 **訓令の概要**（沖縄県教育委員会職員服務規程）
職員の服務に関し必要な事項を定めた教育委員会訓令
- 2 **改正の経緯及び必要性**
全国高校総体推進室長の廃止に伴い、関係する規定を整理する必要がある。
- 3 **改正の概要**
 - (1) 課長等の定義規定から全国高校総体推進室長を削る。（第1条の2関係）
 - (2) この訓令は、令和2年4月1日から施行する。（附則）
- 4 **公布日（公報掲載日）及び施行年月日**
公 布 日 令和2年3月31日
施行年月日 令和2年4月1日
- 5 **根拠法令** 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第30条及び第38条
- 6 **添付資料** 新旧対照表

新旧対照表

沖縄県教育委員会職員職務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 課長等 組織規則第16条に規定する課長、組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長及び学力向上推進室長 _____ 並びに組織規則第18条の4に規定する副参事をいう。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>第2条～第24条 （略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 課長等 組織規則第16条に規定する課長、組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、<u>学力向上推進室長及び全国高校総体推進室長並びに組織規則第18条の4に規定する副参事をいう。</u></p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>第2条～第24条 （略）</p>

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。